

平成30年度の年金額改定についてお知らせします！

～年金額は昨年度から据え置き～

平成30年1月26日、総務省から「平成29年平均の全国消費者物価指数」が公表されました。

これを踏まえ、平成30年度の年金額は、法律の規定により、平成29年度から据え置きとなります。詳細につきましては、以下のとおりです。

年金額の改定について

年金額は、現役世代の賃金水準に連動する仕組みとなっています。

この年金額の改定ルールは法律により規定され、賃金水準の変動がマイナスで、物価水準の変動がプラスとなる場合には、年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）、受給中の年金額（既裁定年金）ともに、スライド（増減）なしとすることが規定されています。

これにより、平成30年度の年金額は、年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率がマイナス（▲0.4%）で、物価変動率がプラス（0.5%）となることから、新規裁定年金・既裁定年金ともにスライド（増減）なしとされます。

◆平成30年度の参考指標

(1) 物価変動率	0.5%
(2) 名目手取り賃金変動率 ^{*1}	▲0.4%
(3) マクロ経済スライド ^{*2} によるスライド調整率	▲0.3%



※1 名目手取り賃金変動率 前年の物価変動率に2年度前から4年度前までの3年度平均における実質賃金変動率と可処分所得割合変化率を乗じたもの

※2 マクロ経済スライド 現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金や物価の変動がプラスとなる場合、改定率から控除するもの